

令和8年2月27日
香川河川国道事務所
仲多度南部消防組合

「災害時等の国営公園の占用に関する協定」

～迅速かつ適切な災害派遣活動に向けて～

国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所と仲多度南部消防組合は、「災害時等の国営公園の占用に関する協定」を、令和8年2月26日に締結しました。

平成29年10月31日に国土交通省四国地方整備局と陸上自衛隊中部方面総監部、令和7年3月10日に国土交通省四国地方整備局と香川県警察本部がそれぞれ災害時に国営讃岐まんのう公園を活用する協定を締結しており、今回は仲多度南部消防組合との協定を締結するものです。

【協定の概要】

災害時等に際し、緊急消防援助隊が災害派遣活動の目的で四国地方整備局が管轄する国営讃岐まんのう公園を占用する場合について、迅速かつ適切な災害派遣活動に資することを目的としています。

今回の協定締結によって、南海トラフ巨大地震のほか今後起こりうる災害時について、国営讃岐まんのう公園が円滑にかつ効果的に使用されることが期待されます。

本施策は、四国圏広域地方計画【No.1南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取り組みに該当します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

副所長（公園）：西田 哲夫（にしだ てつお）

◎ 公園課長 : 淀 宏治（よど こうじ） TEL : 0877-79-2933

仲多度南部消防組合消防本部

予防課長 : 嵯峨山 典彰（さがやま のりあき）

◎ : 主たる問い合わせ先